

集中豪雨に備えましょう

まもなく梅雨です。梅雨の時期から秋にかけて、台風や豪雨などの風水害が起っています。中でも、ゲリラ豪雨については、発生場所や時間の特定、降雨量の予測は大変困難です。いざという時に備えて、情報の入手方法や風水害時の避難行動など、日ごろから身を守るための準備をしておきましょう。

■防災ハザードマップの活用
災害時の備えや避難場所、災害種類別ハザードマップなど、いざというときに役立つ情報を掲載しています。
お手元がない場合は、市

①情報の入手方法
大雨や台風が近づいているときは、最新の気象情報を収集しましょう。
情報はテレビ、ラジオ、

インターネットや、防災行政無線、緊急速報メール、京都府防災・防犯情報メールなどから取得できます。
■緊急速報メール
避難勧告等の緊急を要する重要な情報の配信をします。受信可能な携帯電話をお持ちの場合、自動で受信されます(登録不要)。

■防災行政無線テレホンサービス
防災行政無線の放送内容が聞き取れなかった場合は、防災行政無線テレホン

サービス(☎9822・2484、9822・2485)や、市ホームページで確認することが出来ます。
■京都府防災・防犯情報メール
登録により防災・防犯情報などをメールで知らせる京都市のサービスです。
利用方法 上図のQRコード、またはメールアドレス

■避難行動について
避難行動は、災害時に命を守る行動です。安全を確保するため、避難所へ移動する以外にも次の行動が避難行動となります。

▽立ち退き避難
安全な場所にいる家族や知人の家への避難
▽屋内安全確保
屋外への移動が危険な場合は、自宅や近隣建物の2階以上へ移動
■避難準備について
▽防災ハザードマップで浸水区域や避難場所を確認
▽非常持出品・備蓄品の準備
■避難するときの注意点
▽運動靴など動きやすく、安全な服装を選ぶ
▽冠水時は足元に注意する
▽単独行動はしない

■土のうの無料配布
浸水などの水害から住宅を守るため、希望者に土のうを無料で配布します。事前に防災安全課へ電話で申し込みの上、市役所まで引き取りに来てください。
台風接近時や大雨の時は配布が間に合わない場合があります。

▽水の深さに注意し、危ないと判断した場合は高所を助けを待つ
▽子どもや高齢者、障がい者などの要配慮者に配慮を
▽申込・引渡期間 6月1日(月)～6月5日(金)午前9時30分～午後5時(引渡しは午後6時まで)
※土のうがなくなり次第終了。
▽配布した土のうは、市で回収しません。ご家庭で保管・処分をお願いします。

■避難に関する知識
突発的な異常気象の場合、市からの避難情報が間に合わない場合があります。災害時には「自分の命は自分で守る」という意識を持ち、風水害時の避難の備えをしておきましょう。

■避難に関する知識
突発的な異常気象の場合、市からの避難情報が間に合わない場合があります。災害時には「自分の命は自分で守る」という意識を持ち、風水害時の避難の備えをしておきましょう。

■避難に関する知識
突発的な異常気象の場合、市からの避難情報が間に合わない場合があります。災害時には「自分の命は自分で守る」という意識を持ち、風水害時の避難の備えをしておきましょう。

■避難に関する知識
突発的な異常気象の場合、市からの避難情報が間に合わない場合があります。災害時には「自分の命は自分で守る」という意識を持ち、風水害時の避難の備えをしておきましょう。

■避難に関する知識
突発的な異常気象の場合、市からの避難情報が間に合わない場合があります。災害時には「自分の命は自分で守る」という意識を持ち、風水害時の避難の備えをしておきましょう。

緊急地震速報訓練と「八幡市シェイクアウト訓練」を同時実施

6月17日(水)午前10時～

国は、全国瞬時警報システム(Jアラート)を活用し、全国一斉に訓練用の緊急地震速報を6月17日(水)午前10時から放送します。

この放送に併せて、市では地震の際の安全確保行動を身に付ける「シェイクアウト訓練」を実施します。家庭や職場、地域など、皆さんの積極的な参加をお願いします。

訓練の流れ

午前10時に八幡市防災行政無線から訓練用の緊急地震速報が流れます。

▼放送内容

「(チャイム) こちらは八幡市です。ただいまから訓練放送を行います。(緊急地震速報チャイム音)」緊急地震速報。大地震です。大地震です。これは訓練放送です(3回繰り返し)。こちらは八幡市です。これで訓練放送を終わります。(チャ

イム)」

▼訓練内容
①放送後、「姿勢を低くする」「頭を守る」「動かない」の3つの安全確保行動を約1分間実施。
②訓練用の緊急速報メールを受信し、内容を確認。

▼緊急速報メールについて

本訓練への参加の有無にかかわらずメールが受信されます。しかし、機種によっては受信しないものもあり、マナーモードに設定しても音が鳴る場合があります。
なお、近隣市町でも同時刻に訓練が実施されますので、同様のメールが複数受信される場合があります。

▼事前の参加登録

訓練への積極的な参加表明のため、事前の参加登録にご協力をお願いします。

▼参加申込

参加団体名(個人名)、人数、ホームページ等に参加団体名等を掲載する可否を電話、またはFAXで防災安全課へ。
※申込用紙は防災安全課窓口、市ホームページから入手できます。
※11月5日にも同訓練を実施する予定です。

生活情報センター

相談件数トップ10項目	上位	相談内容	令和元年度	平成30年度	前年度比
1	放送・コンテンツ等(不審なメール、ワンクリック請求、公共放送料金など)	73件	84件	86.9%	
2	商品一般(架空請求ハガキ、不審な荷物など)	61件	123件	49.6%	
3	健康食品(サプリメントなどの定期購入)	33件	16件	206.3%	
4	相談その他(不審な電話、個人間取引など)	26件	26件	100.0%	
5	役務その他(火災保険申請、パソコンのセキュリティなど)	25件	32件	78.1%	
6	インターネット通信サービス(光回線、光卸、プロバイダ契約など)	24件	17件	141.2%	
7	工事・建築・加工(リフォーム、屋根瓦工事など)	20件	23件	87.0%	
8	他の保険・福祉(雇用保険給付・募金など)	17件	7件	242.9%	
9	化粧品(化粧クリーム、育毛剤などの定期購入)	16件	7件	228.6%	
10	レンタル・リース・賃借(原状回復費用など)	15件	26件	57.7%	

商品やサービスなどに関するさまざまな消費生活相談を受けている生活情報センターに寄せられた令和元年度の相談概要は、次のとおりです。

通信販売による定期購入トラブルが急増!

相談件数は平成30年度比1割減するも高水準で推移、定期購入に関する相談が増加
令和元年度に受け付けた相談総件数は586件で、前年度の650件より64件減少しましたが、高水準で推移しています。相談内容の傾向としては、通信販売による定期購入に関するものが増加しました。主には、インターネットで健康食品やサプリメントなどをお試しと思って安い価格で購入したら、実際は定期購入で高額な請求が来た」というもので、未成年者からも相談がありました。

また、スマホのSMS(ショートメッセージサービス)に有料サイトの未納料金があると記載された不審なメールや「消費料未納で訴状が提出された」という架空請求に関する相談も引き続き多い状況が続いています。ほかにも、アダルトサイトを經由した「ワンクリック請求」

やパソコンに「ウイルスに感染した」と突然表示された偽警告画面を見て、有償のセキュリティソフトをインストールしてしまったりとの相談、副業サイトや出会い系サイトに関するトラブルの相談なども寄せられました。
相談者の半数以上が60歳以上契約当事者の年代別では、70歳代以上が236件と最も多く、60歳代と合わせると328件(総件数の約56%)となり、高齢者からの相談が多い状況が続いています。また、30歳代の相談も53件あり、前年度比18%と増加しました。
通信販売トラブルの大半がネット通販による定期購入
販売購入形態別では、通信販売と訪問販売の相談が前年度より増加しました。中でも、通信販売ではスマホ等を利用したインターネット通販による定期購入の相談が大半を占めています。

雇用保険給付、火災保険申請などの相談が増加
国から、雇用保険の給付確認書類が昨年末ごろから順次対象者に封書で送付されており、給付金詐欺と疑われて相談されるケースが増えました。また、大阪府北部地震による建物等の被害について、火災保険を使って保険申請ができるのでサポートするという電話勧誘に関する相談も相次ぎました。
不審なハガキ、メールや電話には十分ご注意ください。身にも、決して連絡しないようにしましょう。時節柄、新型コロナウイルスに便乗した詐欺も増えています。不安に思ったり、トラブルにあった場合は、生活情報センター、または土日祝日もご相談可能な消費者ホットライン(☎1888)にいち早くご相談ください。
生活情報センター(☎9833・8400)